



新たな不登校を生まないために

6 校内体制

ここまでの節で、新たな不登校を生まないために大切な観点を確認してきました。これらの取組が実際に有効に機能するためには、個々の取組を単独ではなく、学校の中で有機的につなげていくとともに、事案を早期発見して対応を図る校内体制づくりも重要です。

① 校内体制づくり

新たな不登校を生まないためには、校長の明確なリーダーシップの下、学校教育目標への重点化、教職員等の意識や取組の方向性の共有を図ることが重要です。

さらに、教職員が児童生徒をしっかりと受け止め、適切な援助を行っていただけるよう、教育相談を学校運営の中に位置付ける必要があります。具体的には次ページ図のとおりです。

② チーム学校として

不登校の背景が多様化・複雑化している実態を踏まえると、その対応には心理や福祉の専門家であるSCやSSWとも（チーム学校として）協働を図ることが、より効果的です。そのためには、地域の関係機関を把握し、日頃から連携する必要があります。

また、未然防止において地域社会の果たす役割（地域住民相互の見守り等）も有効です。保護者・地域、様々な関係機関と相互に連携し、学校を児童生徒が安心できる心の居場所にしましょう。

ア 新たな不登校を生まないためのSC・SSWとの協働

未然防止の取組において、SC・SSWに期待される役割には以下のようなものがあります。

SC

- 学級や学校集団に対する援助
 - …児童生徒の全員面接、授業観察や行事参加、休憩時間等を児童生徒と一緒に活動する等
 - 集団に必要な取組や支援策を立案
 - 教職員への助言や援助／安心した学校生活を送れる環境づくりについて学校へ提案・助言
- 教職員や組織に対する助言・援助等
 - …個々の児童生徒の状態に応じた適切な対処に関する教職員への助言・援助
 - …教職員向けの基礎的なカウンセリングに関する研修

SSW

- 学校への働き掛け
 - …校内巡回、授業参観や定例会議等への参加による学校の状態・ニーズの把握
 - 学校における連携・支援体制構築等のための目標設定と具体的な取組の立案
- 地域の見立て（アセスメント）と関係機関・地域への働き掛け
 - …地域の特性や各家庭の福祉的な状況の把握
 - …学校及び関係機関からの聴き取り、会議等への参加による地域とのネットワーク構築

イ 各関係機関及び地域との連携

各関係機関や地域と日頃から連携を図るためには、例として次のような取組が考えられます。

関係機関と連携

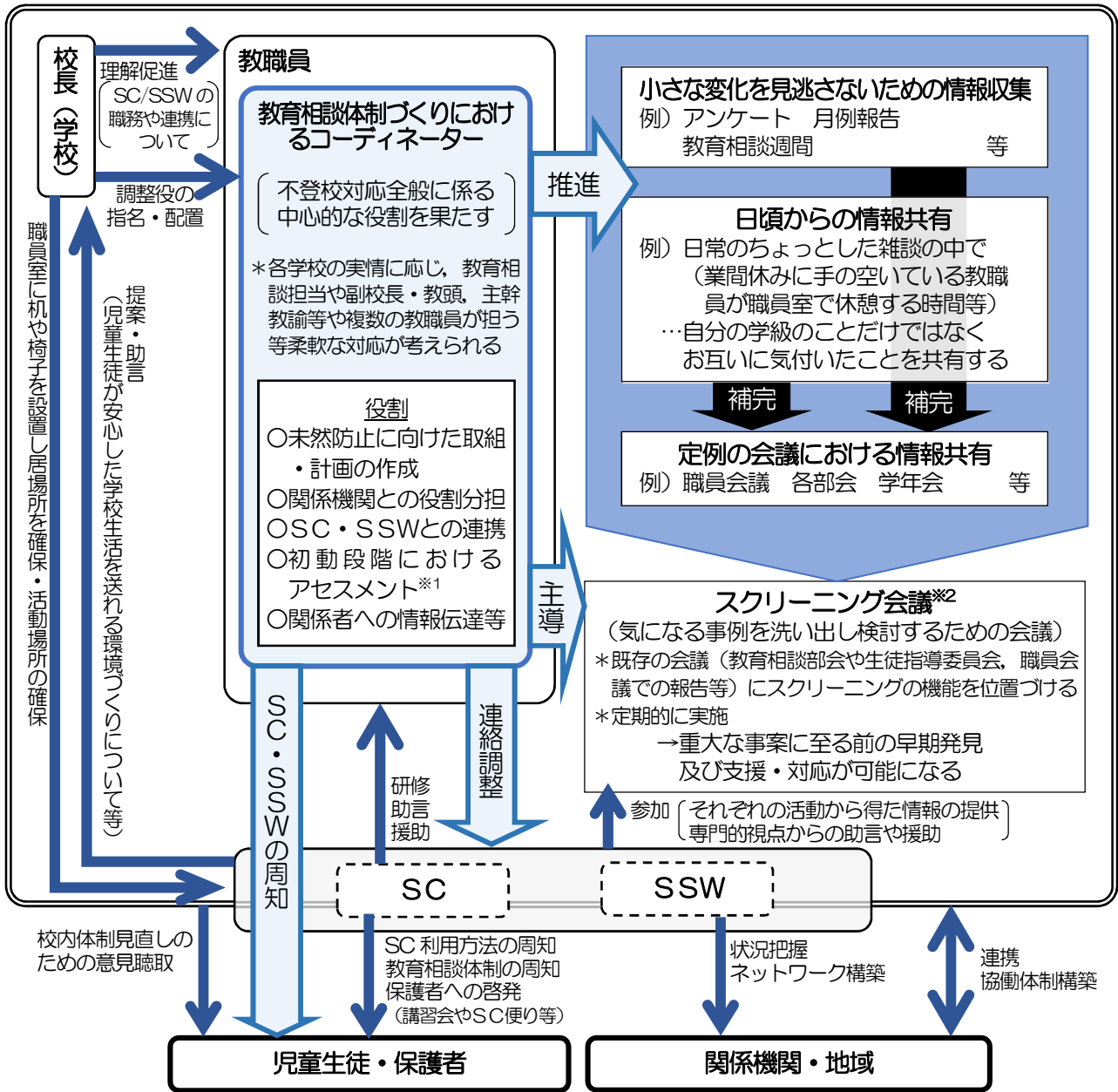
- 地域関係機関の把握（年度当初に教職員間で情報共有）
- 関係機関や団体を積極的に活用した体験的な学習→日常からの信頼感の醸成
 - 例）警察による非行防止教室 保健師や栄養士を招いての出前講座等

地域と連携

- 学校と地域の連携・協働体制構築
 - 例）お祭りや敬老会等地域の行事に学校として積極的に参加
 - 「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」（千葉県教育委員会）での意見交換

新たな不登校を生まないための校内体制づくり

教職員個々がアンテナを高くして、児童生徒の日々の生活の中での小さな変化に気付いたことをお互いに情報共有できる校内体制が重要



※1 アセスメント：「児童生徒の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにしようとするもの」。「見立て」ともいう。（参考：文部科学省（平成22年）「生徒指導提要」（P54 参照）

※2 スクリーニング会議の実施例：

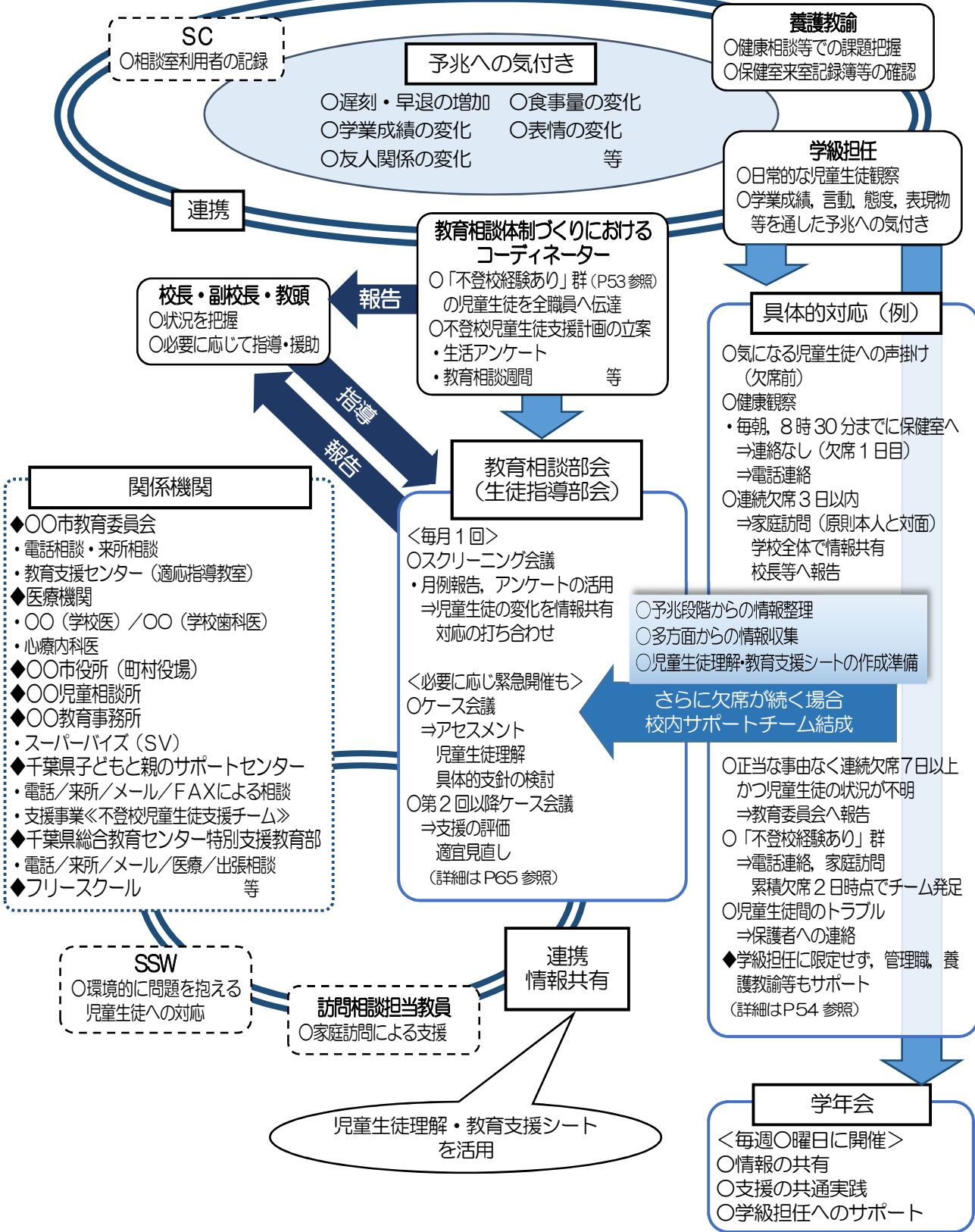
- ①全ての児童生徒の中から、日頃の情報交換や月例報告、アンケートの結果等を踏まえて、各教職員が気になる事例をあげる。
- ②各教職員のあげた気になる事例を、学年ごとに取りまとめる。
- ③スクリーニング会議のメンバーで、上記事例への第一次的な方向性決定を行う。

*類似の内容を扱う委員会等については、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用が望まれる。

「チーム学校」 対応例

不登校の未然防止から初期対応まで

初期対応の詳細については第Ⅳ章参照



③ 学校管理職の不登校児童生徒支援への役割

校長、副校長、教頭など学校管理職（以下、「管理職」）は、不登校児童生徒支援を「学校の重要課題」の一つに掲げ、学校ぐるみで取り組む必要があります。その際、いじめ防止対策や特別支援教育とも関連させ、生徒指導の総合的な対策として捉えることが大切です。また、教職員に対して勤務時間を意識した働き方を促すことも、管理職の役割の一つです。（○：未然防止 ●：事後的な取組）

ア 不登校が生じないような学校づくり

学校における不登校の取組については、未然防止が有効な手立ての一つです。管理職としては、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要です。

- 「生徒指導の機能を生かした『わかる授業』づくり」（P23 参照）を提唱し、教職員の授業改善を図る
- 「居場所づくり」と「絆づくり」（P15 参照）に基づく学級経営を教職員に意識させた学校づくりを目指す
- 学級担任を中心とする定期的な教育相談を生徒指導の年間指導計画に位置付け、個別教育相談を主体としたきめ細かな支援を行う
- 「月例報告」（P60 参照）、アンケートや教育相談の報告等を基に、不登校やその傾向のある児童生徒を把握する

イ 校内体制の確立

管理職が教職員を支えてくれると感じているとき、教職員は自信を持って児童生徒や保護者と関わることができます。学級担任一人に任せず、しっかりと校内体制を確立することが必要です。

- 教育課程、特に指導の重点に不登校児童生徒支援の在り方を明確に示し、教職員の共通理解を図る
- 専門家から不登校児童生徒の心理を学んだり、事例検討会を行ったりする校内研修会の機会を充実させる
- 教育相談部会等を設置。不登校児童生徒に対して担当者を明確にし、改善策を立案させ、共通実践する
- 「チーム学校」として校内の教職員間の連携を密にするとともに、SC、SSW等他職種との協働を図る

ウ 保護者への適切な働き掛け

管理職が不登校児童生徒の家庭を訪問する事例もたくさんあります。保護者間の問題の調整、保護者と教職員との問題の調整・解決など、管理職として、保護者への対応は重要な役割です。

- 保護者の不安を受け止め、保護者の意向を確認して課題認識を共有しながら対応する。また、相談窓口に関する情報、様々な支援制度や学校制度等について、適切に周知・提供し、理解を促すことが不可欠である
- 家庭訪問の実施に当たっては、児童生徒や保護者の心情を受け入れ、共感し、寄り添う姿勢を大切に、適切な働き掛けとなるように組織的・計画的に行うことが重要である

エ 地域や関係機関等との連携・協働体制の構築

不登校児童生徒への支援を充実させるためには、保護者のみならず、地域や関係機関等との連携・協働体制の構築は重要であり、管理職の果たす役割は大きなものがあります。

- 地域住民への「学校便り」等の配布や地域の会合への出席を通して、学校としての指導方針や教育活動の現況を報告する
- 関係機関等の業務内容、連携方法を把握し、連携に当たっては連絡・訪問等を十分に行い、お互いの支援・指導経過を常に把握する
- 居所不明の児童生徒については、設置者である教育委員会と連携しながら対応する（P87 参照）
- いじめによる重大事態については、学校（学校いじめ対策組織）で対応するとともに、設置者である教育委員会と連携しながら対応する（P71 参照）



新たな不登校を生まないために

7 保護者との連携について

(1) 保護者との協働～日頃からの信頼関係づくり～

「保護者との協働」とは、学校と保護者が協力して児童生徒の成長を支えることを意味します。学校と保護者が連携することは、児童生徒の成長にとって重要であるとともに、児童生徒の様々な問題の未然防止や適切な対応につながります。学校や学級担任の意図をわかりやすく伝え、共通理解の下、保護者と教職員が連携し、安心して相談し合える関係を築きましょう。

① 基本姿勢 <保護者の話を傾聴し、共感的に理解する>

保護者との信頼関係を築くためには、相手の話をしっかり聴くことが必要です。学校側の伝えたいことよりも、まずは相手の立場や気持ちを丁寧に聴き取りましょう。内容を正確に理解するために、相手の許可を得てメモを取ることも良いでしょう。そうした対応が、「聴いてもらえた」という保護者の満足感や学校への信頼感につながっていきます。



② 保護者との信頼関係を築く工夫

ア 学級通信

学級通信は、児童生徒や保護者に向けてのメッセージです。特に大切なのは、行事や日々の活動を伝えることです。メッセージ性を高めるために、以下のような工夫が考えられます。

- ・行事の前後や学期の節目には児童生徒の感想や保護者のコメントを載せる
- ・写真で視覚に訴える
- ・何気ない日常の様子を知らせることで保護者に安心感を与える

確認 写真やコメントの掲載は個人情報に留意し、保護者の同意や管理職の確認を得るなど、各校の発行の手順にも気を付けましょう。

イ 保護者会

保護者会の最大の意義は、保護者との良好な関係づくりです。この関係づくりが、教育方針を共有し、学級や児童生徒の問題に対して綿密な情報交換や効果的な話し合いを行う土壌となっていくます。保護者会の運営に当たっては、目的を持って計画的に進めていきましょう。

参考 話し合いの内容や保護者会資料についてはP35「学校から発信する家庭教育支援プログラム」や「若い先生のための保護者との信頼関係づくりハンドブック」（千葉県子どもと親のサポートセンター（平成29年3月））を参考にしてください。

ウ 保護者の背景を理解する

保護者との信頼関係づくりを心掛けていても、信頼関係や協力関係が築きにくい場合もあるでしょう。その場合は、関わりを難しくしている背景を考えてみることも大切です。保護者自身に余裕がなかったり、多様な価値観を持っていたりすることが背景となっている場合もあります。また、子育てに困難を抱えている、という場合もあるかもしれません。そうした背景を理解した上で対応することが大切です。

エ 連絡帳

小学校の場合、連絡帳で児童のプラスの面を伝えることも、保護者との信頼関係づくりに有効です。「教職員が我が子の良い面に目を向けている」と知ることは、保護者の安心にも

つながります。

ただし、当事者以外の人にも目にする可能性があるため、記載内容には配慮が必要です。

③ 保護者との関わり方＜具体例＞

以下では、訪問相談担当教員（P7参照）の実践を踏まえて、保護者との関わり方のヒントを紹介します。

ア 電話では双方向の情報交換を

保護者が学校からの電話を前向きに捉えられるようにするためにも、双方向の情報交換を心掛けましょう。

学校からの電話にはヒヤッとします



- 時間に余裕を持って電話する
（一方的に用件だけを伝えてそそくさと切るようなことがないように）
- 家庭での様子や保護者の困っていることはないか投げ掛ける

イ 保護者が来校した機会を生かす

保護者が用事で来校した際、教室の様子や児童生徒の作品を見てもらうことで、児童生徒の活動も把握でき、家庭での会話も生まれます。学校に行くついでに学級担任と話ができるのは保護者にとっても敷居が低く、リラックスして話せるチャンスなのです。

日頃から進んで挨拶し、児童生徒の頑張りを意識して伝え、日頃からの信頼関係を積み重ねていきましょう。

＜保護者の来校日の例＞

- PTA 役員会議、ボランティア活動のとき
- 集金や忘れ物を届けに来たとき
- 児童生徒の送迎時

親の動向も気に掛けてくれている

お疲れ様です

保護者の来校日を、良い関係を築く機会と捉え、積極的に関わりましょう



ウ 家庭訪問は事前準備が大切

家庭訪問は、プライバシーに配慮しながら組織的・計画的に行いましょう。

- 「家庭訪問と来校」のどちらが良いか、事前に保護者の意向を伺うことも必要
- 話の内容、順番を吟味する
- 話す内容やTPOに合わせて服装に気を付ける
- 本人や保護者の表情を確認しながら気持ちを読み取る

確認 不登校への支援における家庭訪問についてはP57も参照してください。

エ 学校でのトラブル等を伝えるときは

児童生徒の学校生活の様子を伝える際には、保護者にどう受け止められるかを考える等、十分に配慮することが大切です。保護者も悩んだり不安に感じたりしていることがあるかもしれません。まずは保護者の気持ちに寄り添って話を聴きましょう。

- あらかじめプラスの情報を集めておく
- 電話ではなく可能な限り直接会って話し合う
- 問題を伝えるときは率直に（「～で困っています」よりも「～なので心配しています」）
- 前向きな話になるよう心掛ける（学校としてどのようにやっていくか、家庭に何をしてほしいか、等）
- 管理職に報告し複数で対応する

(2) 保護者支援の充実～家庭教育への支援～

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点です。家庭教育は、基本的な生活習慣や自立心・自制心、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を果たしています。学校（教職員）も子どもの成長において家庭の果たす役割を認識し、各市町村教育委員会や学校が行う家庭教育学級や学校からの情報発信等を通して、家庭教育を支援していきましょう。

① 「早寝早起き朝ごはん」の意義を伝え、保護者の協力を得る

不登校のきっかけや不登校の継続理由として、生活習慣の乱れが一因としてあげられます。また、児童生徒が将来の社会的自立に向けて生活を主体的にコントロールする力を身に付けられるよう、学校や地域での取組を推進することも重要です。児童生徒の健康な心と体を養うため「早寝早起き朝ごはん」の意義や効果を保護者に広めるとともに、家庭教育を支援していきましょう。

② 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用

千葉県教育委員会では、自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子育てに悩む家庭等の家庭教育力向上を図るために「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を作成しています。

	「家庭教育支援資料」	「指導のためのプログラム」
小学校編	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校生活をもっと楽しくするために！ ・家庭学習について・通知表の見方 ・ゲーム、テレビ等に費やす時間と影響 ・子どもとの会話や過ごし方 ・携帯電話の利用とマナー ・心の成長 ・友達との関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学について考えましょう ・家庭学習について考えましょう ・ゲームやテレビ等に費やす時間と影響 ・子どもとの会話について考えましょう ・子どもの食生活を考えましょう
中学校編	<ul style="list-style-type: none"> ・親子のコミュニケーション ・携帯電話を中心としたメディアの活用 ・思春期の心と身体、異性と性 ・中学校入学生を持つ保護者の皆様へ ・学習成績と進路 ・心の成長と家族 ・食生活 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子のコミュニケーション ・携帯電話を中心としたメディアの活用 ・思春期の心と身体、異性と性 ・中学校の学習と家庭学習の重要性 ・心の成長と家族 ・安全な生活（交通安全・不審者等） ・部活動

* CD版は平成22年度に各学校等に配付。千葉県ホームページからのダウンロードも可（Word版・PDF版）。
* 「薬物乱用防止」及び「スマートフォンの使用」（中学校版）は、千葉県ホームページよりダウンロードしてお使いください。（CD版には含まれていません）

(例) 「家庭教育支援資料」

<小学校>

7. 子どもの健康と食育

小学生の食事は「食習慣の完成期」食生活の基礎ができる時期です
1日3食規則的にバランスのよい食事を

さまざまなアンケートなどから、小学校でも朝ごはんを食べないで登校する児童がみられます。朝は忙しいのですが、ゆづり汁が食べられるように、家庭の生活時間を見直すことも必要です。

そのまま「学級だより」の題材に

カルシウムは、日本人に不足している栄養素です。牛乳や乳製品は吸収率もよく手軽にカルシウムが取れるおすすめの食品です。

「指導のためのプログラム」

<小学校>

子どもの食生活を考えよう 指導のためのプログラム

<展開例>

1. 指導の機会
小学校 給食試食会
2. 対象
全学年の保護者
3. ねらい
子どもの健康な心と体を育むためにより良い食生活を送ることの重要性を認識する。家庭での食生活への関心を高める。

「学級懇談会」等を進めるための計画案として

(1) 題材 子どもの健康と食育
(2) 展開

以下略

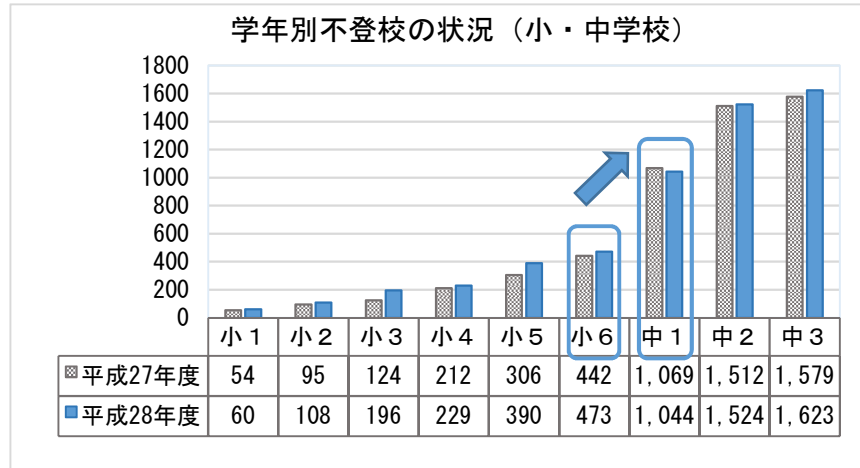


新たな不登校を生まないために

8 学校間・学校種間の連携

(1) 連携の重要性

平成 28 年度の千葉県の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、不登校は、小学 6 年生から中学 1 年生で急増しています。小学校から中学校への進学において、新しい環境で学習や生活に不応を起す、いわゆる「中 1 ギャップ」と呼ばれる現象が背景にあることが指摘されています。



また、小学校では、入学後の環境の変化への対応に困難を抱える児童がいることが指摘されています。児童理解を深めるために、幼稚園・保育所・認定こども園（以下、「幼稚園等」と）と小学校との連携が重要になってきています。

高等学校では、生徒の能力や適性に合った教育が受けられるように多様な学校が設置されてきています（P106 参照）が、原級留置や中途退学などの問題（P5 参照）があります。

これらの問題の背景として、家庭や社会の要因以外に次のような指摘がされています。

○問題の背景として指摘されているもの

- ・学校種ごとの制度の違い（学級担任制から教科担任制へ等）
- ・児童生徒の仲間集団の変化による戸惑い
- ・児童生徒理解に必要な情報の不足
- ・教職員による他の学校種の教育活動の理解が十分ではない

このような状況に対応するためには、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校がそれぞれの学校種間の連続性を意識しながら教育活動を行う「縦」の連携と、近隣の小学校などの学校間の交流や情報交換など「横」の連携を行うことが重要です。

○学校種間の連携（「縦」の連携）

教職員一人一人が幼稚園段階から高等学校段階までのつながりの中で、各学校種の役割を認識して指導を行うことが必要です。

○学校間の連携（「横」の連携）

学校間の「横」の連携としては、近隣の学校と学校行事や体験活動・部活動などを合同で行ったり、同じ中学校区内での小学校間の児童の交流を活動として取り入れたりすることがあげられます。

他校との交流で、望ましい人間関係づくりに必要な力を育みます。

「縦」と「横」の連携によって、教職員が広い視野に立った教育活動を進めることが可能になり、児童生徒の豊かな人間性を育むとともに、児童生徒の発達段階（P44 参照）や不登校などの課題の解決をより効果的に進めることが期待できます。

(2) 小学校と中学校の連携

P36にあるとおり、小学6年生から中学1年生に進学すると、不登校が増加しています。その大きな要因として、小学校と中学校の学校文化として積み上げられてきたものの大きな違い（下図参照）や発達的な変化が存在していると考えられます。

① 小・中学校段階の主な差異

	小学校	中学校
学区・規模	中学校と比較して狭く、規模も小さい	小学校と比較して広く、大きい
指導体制	学級担任制	教科担任制
指導方法	日常生活に根ざした比較的きめ細かい指導	比較的抽象度の高い内容を含めた指導
家庭学習	宿題の教科間の調整がされやすい	宿題の教科間の調整がされていないことが多い。行事や部活動で時間に追われやすい。進路選択を念頭においた学習が必要
評価方法	定期試験は実施しない（单元ごとに評価）	定期試験が実施され、小学校よりもテストに向けた計画的な学習が必要
生徒指導の手法	比較的柔軟な生徒指導	規則に基づいたより厳しい生徒指導
部活動	市町村・学校による	本格的に部活動が始まり、放課後や休日の活動が増加。先輩・後輩の上下関係で悩むこともある

参考：文部科学省（平成22年）「生徒指導提要」

② 発達的な変化

小学校から中学校への学校移行期は、心身ともに変化が大きく、抽象的な事象が理解できるようになったり、自己の内面への関心が高まるなどの変化が起きたりします。

発達的な変化は個人差があり、全てが小学6年生から中学1年生への移行と同時に生じるわけではありませんが、多くの場合、小学校高学年から中学生くらいの長い移行の時期と重なっています。

小学校から中学校に進学する児童は、学校環境の移行と発達的な移行が重なるのです。

このような状況を踏まえて、小学校から中学校への進学に際しては、その間の接続をより円滑なものにするための工夫が必要です。

「中1ギャップ」と「小中ギャップ」

小学6年生から中学1年生に上がると不登校が増えることは事実ですが、中学2年生や中学3年生でも不登校生徒数は増加しています（P36参照）。また、中学校での様々な生徒指導・学習指導上の課題は、小学校段階での問題と関わっていることが多いことが指摘されています。以上のことを考えた場合、「中1ギャップ」というよりは「小中ギャップ」と捉えて対応策を講じることが適切であると考えられます。

小学6年生と中学1年生の間の接続を円滑にする取組だけに終わることなく、義務教育9年間全体を見通した取組を充実させることが重要です。

③ 中学校区単位の小中連携

中学校へ入学してくる生徒は、多くの場合、中学校区内にある複数の小学校から入学してきます。小規模な小学校から大規模な中学校へ進学してくる場合、それまでの小さな集団から大きな集団へと移行するだけではなく、学級編成によって学級にほとんど知り合いがいないという状況に身を置く生徒も出てきます。

中学校入学前に様々な行事を中学校区内の小学校同士で共に行うなどの取組で、中学校進学への不安感を緩和する効果が期待できます。また、中学校は、日頃の連携から小学校の実態を捉え、学級編成上の配慮をすることも大切です。

また、小・小連携では、中学校段階の課題を見据えた上で、小学校段階で行うべき共通の取組を共有・実践することも重要です。学習規律や生活規律について、それぞれの資料を持ち寄って共通点や相違点を整理するところから始めるのが一般的です。同様の取組は小中一貫教育を実施する際にも行われており、取組の工夫として参考にできます。

地域の実情に応じた小中連携を実践することで、小学校から中学校への移行が円滑に行われることが可能になります。

中学校区を基盤とする連携の例

ア 授業交流・行事交流

- ・授業練磨の公開日への参加
- ・道徳の授業の共同研究授業
- ・合同の宿泊行事
- ・部活動等、生徒主体の活動の参加・見学
- ・交流学芸会
- ・中学校の教職員による出張授業
- ・中学校の合唱祭、文化祭の参加
- ・合同運動会の実施

イ キャリア教育

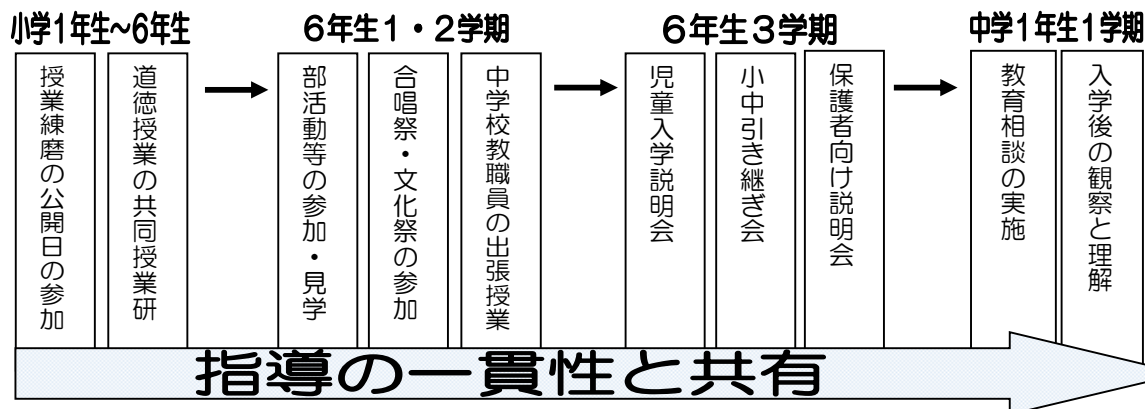
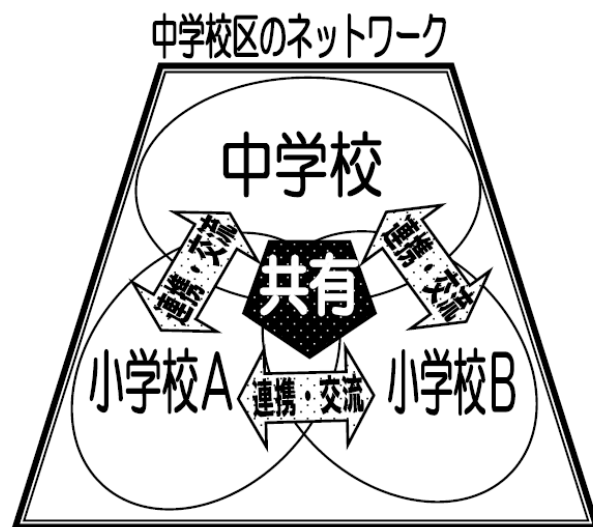
- ・地域行事の合同参加
- ・キャリア教育での児童生徒の交流

ウ 教職員の相互理解の促進（教職員の関係づくり）

- ・授業規律の共有 ・生徒指導方針の共有
- ・学校いじめ防止基本方針の共有

エ 学校種間の情報連携

- ・学校移行前後の情報共有（6か年分）
- ・長欠対策委員会の共同実施
- ・「児童生徒理解・教育支援シート」の活用



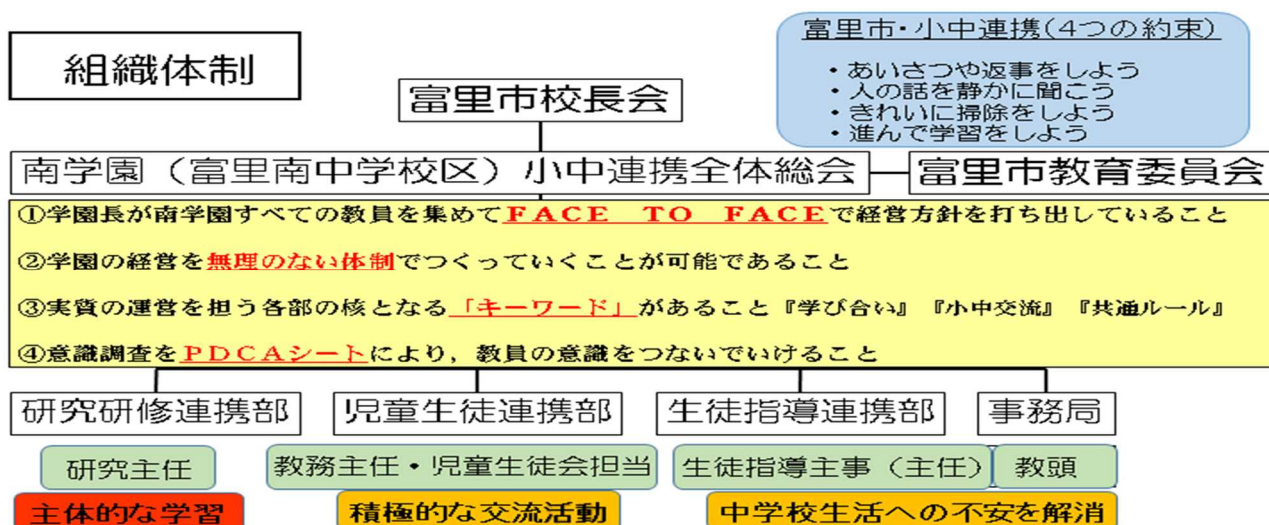
中学校区を単位とした連携の取組例

富里市教育委員会では、千葉県教育委員会より（国立教育政策研究所委嘱）平成26・27年度の2年間「魅力ある学校づくり調査研究事業」の研究指定を受け、富里市立富里南中学校区を指定地域として不登校の未然防止の研究を行ってきました。以下にその取組の一部を紹介します。

《9年間をつなぐ「絆づくりの場」をめざして》

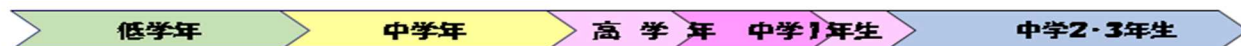
【取組① ジョイント・スクール推進組織の確立】

それぞれの中学校区を「学園」として、組織体制の確立を中心にジョイント・スクール推進事業を進めた。【南学園の例】

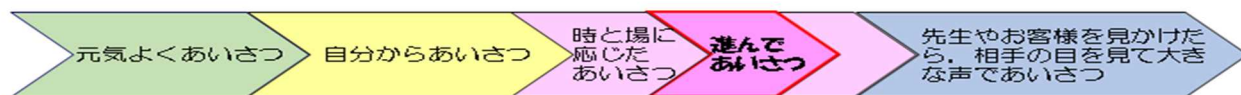


【取組② 豊かな人間力をはぐくむジョイント】

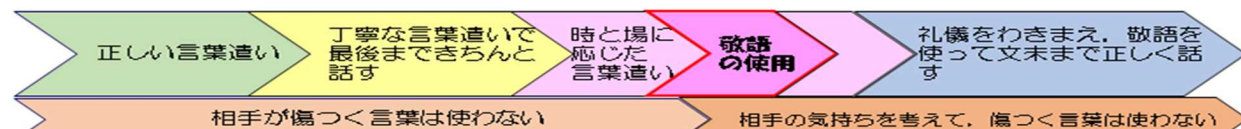
各学園内で連携を図り、全職員で富里市内の子どもの『15歳の春』をイメージしながら、9年間を系統立てた取組をした。また、児童生徒の積極的な交流活動を行った。



『あいさつ』を例に



『言葉遣い』を例に

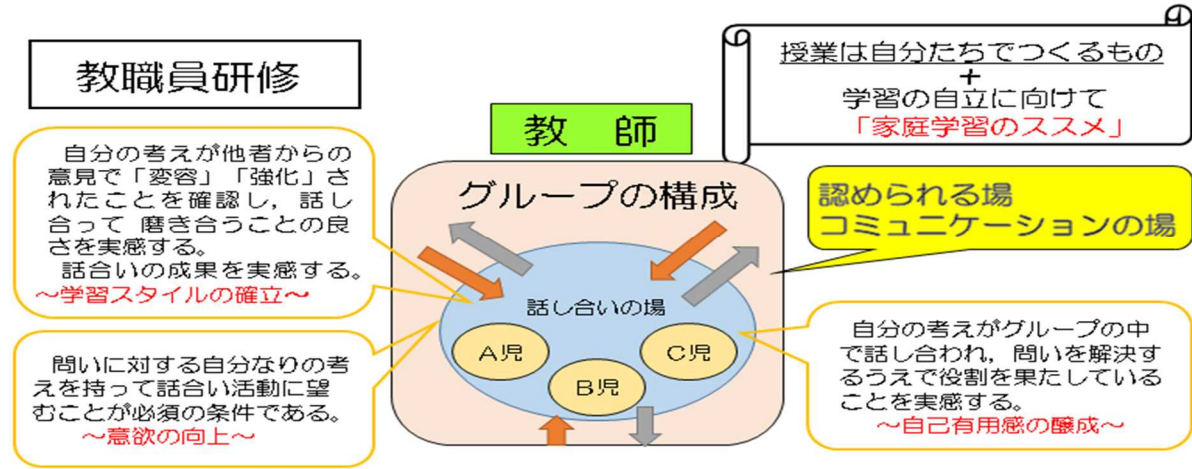


〈交流活動の具体例〉

- 「小・中連携生活のきまり指導計画」の取組（上記参照 例）南学園） OPTAと協力した環境整備作業の実施
- 小・中連携運動会／ボランティア活動の実施
- 小・中歌声交流会、小・中スポーツ交流会の実施

【取組③ 小・中学校教職員のジョイント】

各学園内での「めざす児童生徒像」や「めざす教職員像」を具現化するためにも、小・中学校で共通した課題を設けて研修体制を組んだ。

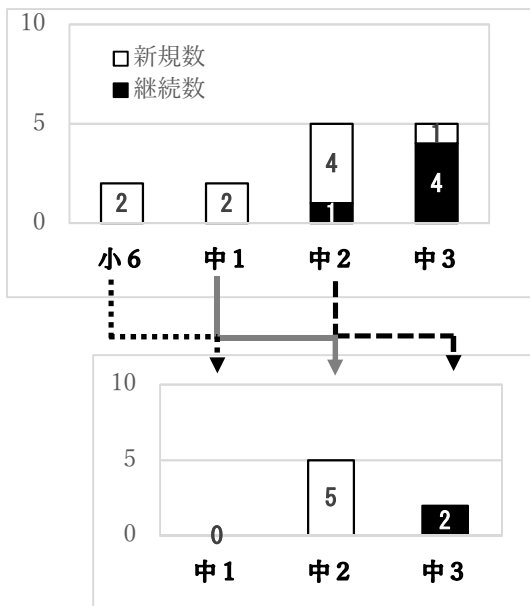


〈小・中学校教職員のジョイントの具体例〉

- 南学園「学び合い」学習スタイル
- 小・中合同研修後における懇親会の開催
- 中学校教職員による小学校への出前授業の実施
- 小・中教職員の交流会（打ち合わせ等）の開催

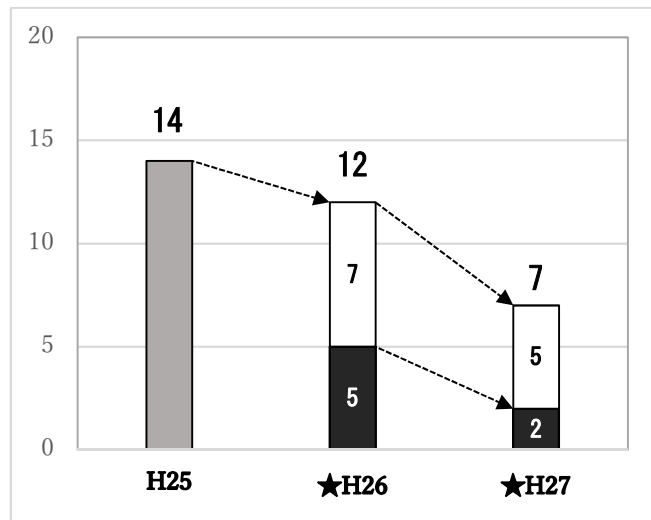
【数値に表れた変容】

不登校児童生徒数の推移



富里南中学校不登校生徒数の推移 ★調査研究期間

グラフ上数字は総数、色分けは■継続数、□新規数



〈研究の成果〉

- ◇2年連続で小学校期に不登校だった生徒が、中学1年生で回復することができた。平成27年度、中学1年生の不登校数は0人だった。
- ◇9年間を通して、子どもを育てようという理念が醸成され、教職員同士の絆を深めることにつながった。
- ◇「生活のきまりの指導計画」の作成により、小学校は卒業させるまでの過程で、どのように中学校へつなげるかが具体的にイメージできるようになった。

出典・参考：富里市教育委員会（平成29年3月）「魅力ある学校づくり 全ての児童生徒の居場所づくり・絆づくり 富里市小・中学校の不登校『未然防止』・『初期対応』 富里市ジョイント・スクール推進事業へ」
 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（平成29年1月）「PDCA×3＝不登校・いじめの未然防止一点検・見直しの繰り返して、全ての児童生徒に浸透する取組を」

(3) 中学校と高等学校・特別支援学校等の連携

入学してきた生徒全員が充実した学校生活を送ることは、教職員にとって共通の願いです。

中学校から高等学校・特別支援学校等への進学は、広い地域から様々な生徒が入学してきます。中学校と高等学校・特別支援学校等との引き継ぎ（情報の共有）は、不登校の未然防止の視点からも必要不可欠です。

引き継ぎでは、保護者の理解を得て、不登校や中途退学につながりやすい要因を確認したり、小学校から引き継いだ内容も伝えたりすることが大切です。入学前の早い時期に情報を共有することで、入学後の指導・支援につなげていくことができます。

また、高等学校・特別支援学校等も様々な種類や特色があり、多様であることから、生徒の興味・関心・適性等にあった高等学校・特別支援学校等を適切に選択して入学していくことが、その後の不登校や中途退学を未然に防止するためには大切になります。（P106参照）

生徒が将来を見通しながら、主体的に進路を選択し、自立に向けて必要な力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実という観点からも、中学校と高等学校・特別支援学校等との連携は重要です。

「授業練磨の公開日」などを利用して、連携や交流を図り、授業や生徒の様子を知る機会にします。中学校教職員向けの授業見学会を行っている高等学校・特別支援学校等もあります。

《中学校》

- ◇進路先の情報を生徒や保護者に知らせたり、学校説明会、授業体験、文化祭などに参加して高等学校の様子を知るように勧めたりして、本人の能力、適性、興味・関心等にあった高等学校・特別支援学校等に進学できるように、進路相談を行います。
- ◇進学先の生活に向けての心構えや事前準備の指導などを行います。

連携・交流
引き継ぎ

《高等学校・特別支援学校等》

- ◇生徒が自分の能力、適性、興味・関心等にあった学校を選択できるように、学校の特色や方針を学校説明会などで伝えていきます。
- ◇授業体験、実習体験、部活動体験など、高等学校・特別支援学校等の生活を知ることができる機会をつくれます。
- ◇文化祭、地域の行事への参加を通して、高等学校・特別支援学校等の様子を知らせていきます。

「児童生徒理解・教育支援シート」の活用！

保護者の理解を得て、情報を引き継ぐ目的は、入学した生徒が中学校でどのような指導・支援を受けていたかについて十分に理解して、今後の指導に生かしていくことです。その際、「児童生徒理解・教育支援シート」（P62参照）を活用することが、情報の共有や切れ目のない組織的な支援の視点からも有効です。

高等学校入学時の取組例

高等学校入学直後は、中学校生活との違いや人間関係等により、不安を抱く新入生もいます。また、中学生のときに不登校を経験した生徒の中には、進学をきっかけに前向きに学校生活を送ろうとする生徒も多くいます。まずは高校生活を円滑にスタートできるように支援しましょう。

入学前

- ・組織的な体制で積極的に中学校と連携を図り、新入生の情報収集に努める
- ・得た情報を学校全体で共有して学級編成等に活用するなど、入学前から生徒一人一人に対する対応方針を検討する
- ・入学後も、中学校とは継続的に情報交換を行う

入学直後

- ・保護者に学校経営方針を丁寧に伝え理解を求める
- ・生徒に対応する上での留意事項を聞くなど、保護者との早期の関係づくりに努める
- ・早期に個人面談を行い、高校生活について（生活面・単位習得を含めた学習面など）具体的に説明を行う

入学後

- ・保護者とは常に連絡を取り合い、生徒の状況について家庭と学校が情報を共有し、生徒への具体的な対応について、共通認識の上でそれぞれの役割を確認する
- ・生徒指導主事、教育相談担当、各学年主任、養護教諭、SC等と定期的に情報交換会を行い、学年会議・職員会議等で情報共有をして共通理解を図る

○適応感を高める高校づくりに役立つ取組例

- ・入試の合格発表直後から、積極的に活動する（中学校訪問、保護者説明会、面接週間の設定）
- ・収集した情報や、日々生徒と接することによって得た情報を教職員間で共有する仕組みがある
- ・長期休業期間を利用した活動（学習の遅れの目立つ生徒への補習、不登校傾向の見られる生徒への面談など）
- ・生徒が自分の生き方や将来について考えていくきっかけを積極的につくる（進路指導の工夫）
- ・生徒自身が主体的に取り組むような働き掛け（他人のことも考えて行動するよう促す、学年集会や行事を利用して主体的な取組を促す、自分たちの生活を振り返らせる）

◇上記の例は、どの高等学校でも多少なりとも実施されていることで、特に目新しさはありません。しかし、意図的・計画的に学校全体として取り組まれているときに、初めてその効果は現れてくるのではないのでしょうか。

参考：国立教育政策研究所生徒指導研究センター（平成20年）「適応感を高める高校づくり」

(4) その他の連携

① 幼稚園等と小学校の連携

小学校生活のスタートにおいては、幼児も保護者も大きな期待があります。小学校生活のスタートに向けて、幼児が小学校を知り期待を持てるようにすることや、保護者に小学校生活について知ってもらうことが大切です。また、教職員の連携も重要です。

ア 行事交流・授業交流

小学校の運動会で行われる就学前児レースや、1年生の生活科や就学時健康診断を利用した交流などを行うことで、幼児が小学校について知る機会にします。小学校と地域の幼稚園で、園児が小学校に行って1年生と一緒にランドセルを背負ったり教科書を見たりする体験を行っている地域もあります。

イ 保護者との連携

就学時健康診断や入学説明会、教育活動の公開などを利用して、小学校について知ってもらう場を用意するとともに、入学前に相談できる機会をつくり、スムーズに小学校生活をスタートできるようにします。

ウ 教職員の連携

年間を通して、行事への参加や互いの授業参観などを行い、日頃から連携を取るようにします。情報連携にとどまらず、それぞれの発達の段階の違いや連続性を理解し、集団生活のルールを共有したり一貫性のある教育課程を実践したりしましょう。

② 幼稚園等・小学校と高等学校の連携

幼稚園等や小学校と地域の高等学校が連携し、学習指導や課外学習等を通して交流をします。小学生や幼児は高校生と一緒に活動することで、楽しく学ぶ機会や学習意欲の向上を図るだけでなく、高校生にあこがれを持ち、将来の夢を持つ機会になります。また、高校生にとっては小学生や幼児と触れ合うことで、自己肯定感(P19参照)を得たり、進路意識や学習意欲の向上を図ったりすることができます。

《交流の例》

◇「お兄さん、お姉さんと学ぼう」事業(千葉県教育委員会)…小・中学生にとって身近な「お兄さん、お姉さん」である高校生が、近隣の小・中学校に出向き、学習支援や課外活動の援助を実施しています。また、幼稚園等では保育補助も行っています。

◇教員基礎コースを設置している高等学校では、近隣の小・中・特別支援学校との連携による学習支援や水泳補助等の教育体験実習を実施しています。

【実際に参加した高校生や小学生の声】

高校生の声



教えるということは知識や経験だけではなく、相手の性格や考え方を読み取る力も大切だと実感できました。

子どもたちが『泳げるようになったよ!』と、キラキラした目で報告してくれたときは、嬉しくて疲れが全て吹き飛びました。

小学生の声



手を引っ張ってくれて、水の上を進ませてくれたおかげで、泳げるようになってきました。

わからないところをわかるまで教えてくれました。

こたえが出るまで待ってくれました。

◇「小・中・高連携の特別授業」(千葉県教育委員会)…県立高等学校の教職員が近隣の小・中学校、特別支援学校で得意とする分野の学習内容をわかりやすく指導しています。

◇高等学校での部活動講習…高校生が小・中学生に、部活動の指導等を行います。

◇高等学校の行事に参加…地域の幼稚園を高等学校の体育祭や文化祭に招いて一緒に活動します。

エリクソンの「人間の発達」－乳幼児から高校生まで－



出典：小澤美代子指導・監修（平成20年）「子どもの発達を考える」社会保険出版社



新たな不登校を生まないために

9 安心安全な学校づくり

児童生徒が毎日楽しく通うことのできる「魅力ある学校」とは、児童生徒にとって安心安全な学校です。全ての児童生徒にとって学校を安心安全な「居場所」とすることは、学校教育の基盤であり、児童生徒の健全な育成を目指す上での基本と言えます。

① 連携体制の確立

安心安全で落ち着いた学習環境の学校をつくるためには、学校と家庭・地域・関係機関等との連携が不可欠です。

ア 保護者・家庭へのアプローチの必要性

学校が、それぞれのケースや家庭の状況に応じて、共に支援や指導に当たることができるよう、家庭に積極的に関わるのが重要です。学校、家庭が協力し、教育相談的な配慮を持って児童生徒に働き掛けられるよう、家庭訪問の実施など、学校側の保護者へのきめ細かいアプローチが有効です。

取組から

国立教育政策研究所は「生徒指導資料第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制 -小学校・中学校・高等学校の実践事例 22 から学ぶ-」（平成20年）の中で、「家庭・地域との連携と組織的な対応で学校の秩序を回復」した事例をあげてポイントを以下のように示しています。

- ・具体的な生徒指導計画を立て、教職員が一致団結し、粘り強く指導を続けること
- ・学校の問題を保護者に知らせ、指導への協力を得ることは、学校の秩序回復に欠かせない

イ 地域へのアプローチの必要性

地域社会の教育力の低下が指摘（P46 参照）されています。その改善のためにも、学校の児童生徒が活躍する様子（学校の日常の取組）を地域に発信したり、学校の教育活動の中で、地域の人々に市民講師や街の先生として活躍する場を担ってもらったりするなど、地域の学校であるという認識を高めて、地域社会の教育力を掘り起こすことが有効です。

取組から

千葉県教育委員会は、「規律ある明るい学校環境づくり」（平成23年）の中で、「あいさつ運動や下校時等のパトロールを実施することで規律ある学校をつくる」事例をあげています。

あいさつ運動や下校時のパトロール運動を地域の方々に働き掛けることによって、教職員以外の大人が児童生徒に関わることができるとともに、学校の生徒指導に対する理解と協力体制を築くことができます。

ウ 学校と地域の関係機関等との連携

事件・事故が発生してからの連携や、管理職だけの関係ではなく、日常的に地域の関係機関等の担当者と教職員の顔が見える関係の構築が重要です。授業参観などを通して、お互いを理解し合うことが、児童生徒の健全育成や保護者・家庭への効果的なアプローチにもつながります。

取組から

児童生徒が授業中に教室から抜け出したり、私語が多かったりして、学校が落ち着かないときに、保護者や地域住民にありのままの様子を見てもらい、学校教育への協力を求めることがあります。その結果、児童生徒が落ち着きを取り戻すこともあれば、かえって保護者の学校不信を招いてしまうこともあります。

国立教育政策研究所は「生徒指導資料第4集 学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～」(平成23年)の中で、「学校批判を浴びながらも、見通しを立てて計画的に授業参観を実施」することが学校改善につながる授業参観のポイントとしています。

② 家庭・地域・関係機関等との連携を生かす指導

学校は、課題を抱える児童生徒の指導において、関係機関等を適切に活用し、家庭・地域・関係機関等の有効な連携を促進するように機能させることが求められます。

ア 連携活動の基本

深刻な課題を抱える児童生徒への支援は、チームで関わるのが連携活動の基本です。課題の内容によっては、関係機関等との連携を図ることが重要で、関わるチームを外部に広げることも必要です。

イ 情報連携と行動連携

連携の重要性は多くの場面で指摘されてきていますが、問題行動等に関する学校と関係機関との情報交換(情報連携)のみに終始してしまうことがあります。情報連携に加えて、互いの意思疎通を図り、それぞれの機関がそれぞれの立場で一体となって協働し、取り組んでいくこと(行動連携)が必要です。

ウ 配慮事項

情報連携及び行動連携を円滑に行うには、支援に当たる者の間で日常的な情報交換を行い、十分な共通理解に基づいて支援に当たることが重要です。特に、課題が深刻な児童生徒の場合、保護者との間に密接な協力関係を築くことが必須です。また、関係機関等と連携する場合には、保護者の理解を得て、連携機関同士及び学校内の守秘義務について、「必要なことは十分情報交換するが、関係者以外には漏らさない」という明確かつ厳密な対応が必要です。

【地域の教育力の低下について】

文部科学省が平成17年度に実施した「地域の教育力に関する実態調査」によると、過半数の保護者が「地域の教育力の低下を認識している」という結果が出ています。

その一方で、保護者に対し、「子どもを育てる上で地域が果たすべき役割」について尋ねたところ、「社会のルールを守ることを教える」について「積極的に関わるべき」が6割以上で最も高くなっており、児童生徒に対して社会規範を教えることを重視していることがわかります。

また、「子どもを育てる上で力を入れるべきこと」については、「地域内での子どもの安全を確保するための活動をする」が回答の約7割を占めました。

保護者の地域の教育力への期待は大きいことがうかがえます。

【学校や地域で、規律ある態度や規範意識の醸成に努めている事例】

○基本的生活習慣や学校内の規律の徹底による生徒指導の充実例

- 基本的生活習慣の調査を実施し、それを基に生活目標を設定し広報等で周知
- 規律に関する指導計画の作成と「頑張りカード」の活用
- 生徒の決めた約束（新アタリマエ憲章〈①明るいあいさつ②無言清掃③全校が一つになれる歌④時間を守る⑤服装を整える⑥相手の立場になれる人権感覚〉）を通じた学校づくり
- 朝読書など読書運動，1 分間黙想などの実施
- 中学校区で「ノーテレビ」「ノーゲーム」の日などの取組
- 生徒会が中心となり服装，マナー遵守を全生徒に呼び掛ける活動を実施

○地域ぐるみで規範意識や規律ある生活態度の醸成に努めている実践例

- 「あいさつ運動」「マナーを守る運動」「環境美化運動」等の組織的な推進
- 市町村，教育委員会による地域ぐるみの「あいさつ運動・声掛け運動」
- 器物損壊に係る指導プログラムの提示と自己責任についての指導の徹底
- 高等学校の風紀委員会が企画・立案等に参加し，地域安全運動や万引防止活動を進め，地域の青少年の健全育成を自主的に推進
- 関係機関，地域等との連携による地域巡回運動（防犯活動等）の推進
- 市内の落書き消しの実施
- サポートチーム等地域支援システムづくりの推進

参考：国立教育政策研究所生徒指導研究センター（平成 18 年）『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書

【要保護児童対策地域協議会】

要保護児童対策地域協議会は，養育支援が必要な子どもや家庭等に対して適切な支援を行うために，市町村等が設置する法定協議会です。協議会を構成するのは，市町村の教育委員会を含む各関係部署，児童相談所，医療機関，警察，民間団体等で，地域の実情に応じて異なります。これらの構成員には守秘義務が課せられており，会議の中で必要な情報共有を行うことが可能です。支援の対象者は，当該市町村や児童相談所が関わっている虐待ケースや要支援児童^{※1}のケース等になります。

学校等は，要支援児童と思われる者等を把握したときに，その情報を市町村に提供する努力義務が定められています。この情報提供は守秘義務違反には当たらないとされ，要保護児童^{※2}等に関する情報共有と合わせて，積極的に行うことが求められています。学校も協議会の構成員として適切に連携し，支援に当たることが大切です。

※1 要支援児童…保護者^{※3}の養育を支援することが特に必要と認められる児童^{※4}（要保護児童を除く）

※2 要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

※3 保護者…ここでは，親権者，未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者

※4 児童…ここでは，原則 18 歳未満の者（例外規定有）

参考：厚生労働省（平成 29 年 3 月改正）「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」

【少年センターの紹介】

県内には千葉県警察少年センターのほか、東葛、京葉、内房、北総、外房の5地区に少年センターが設置されています。少年センターでは、次のような活動を行っています。

- ・20歳未満の方を対象とした少年相談（電話・面接）活動（連絡先等はP133参照）
- ・少年やその保護者に対する継続的な指導・助言活動
- ・少年の非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発活動（薬物乱用防止広報車の運用）
- ・関係機関・団体と連携した非行防止活動
- ・犯罪少年や不良行為少年などの発見及び補導活動
- ・犯罪被害少年やその家族に対する支援活動
- ・街頭補導活動
- ・少年に有害な環境の発見活動

学校は、児童生徒の健全育成や安心安全な環境づくりという観点から、少年センターのこうした取組と連携を図っていくことが重要です。また、個別事案（P74参照）では、センター等と連携して少年サポートチームを結成するなどの取組が考えられます。

参考：千葉県警察ホームページ

文部科学省（平成27年3月31日）「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について【指針】」

学校便りを利用して保護者・地域と連携した取組例

×中学校では、3年生を中心に、教職員に対する暴言も多く施設設備に対する故意の破壊行為も続いていた。その行動は他学年にも影響し、授業を抜け出し校内で菓子を食べ散らかしたり、清掃活動に取り組まなかったりするなど校内全体のモラルが低下した。早急に学校全体に落ち着きを取り戻し、安心安全な状況を取り戻す必要があった。

毎日の学校の様子を生徒と保護者に「学校便り」を通して知らせる

→ 学校で起きていることを知らせ、生徒、保護者、地域、それぞれの立場で考えてもらうことで、行動化につなげていくことをねらいとした。

○臨時の「学校便り」を生徒・保護者・地域及び教職員へ配付

日々の学校の様子を知らせる学校便りを毎日発行

→すぐに話題になる効果を生み、学校への関心につなげる。

生徒：自分の身の周りで起きていることについて自ら考えさせる。

保護者：自分の子どもの周りで起きていることについて考えを持ってもらう。

家庭での親子の会話の共通の話題としてもらう。

地域：保護者同士の話題から地域での話題につながる。

→地域社会の学校に対する関心を呼び起こす。

○教職員の情報共有 「日報」の活用と資料配付

→教職員の情報連携から行動連携につなげる。

・事実関係についての速報として日報の裏面を利用して翌朝までには周知を図る

・指導や対応についての考え方は、A4・1枚に収まる程度の文書を別で作る

※教職員用の日報は、状況により個人情報に記載されることもあるため、扱いに注意する。

学校便り作成上のポイント

- ・生徒と保護者向けの文書は、手にとってもらえるよう工夫する
：A4サイズ1枚に収めて、簡潔な文書を心掛ける（※イメージとしては新聞のコラム）
- ・可能な限り、毎日発行していく（毎日出すことで学校の理解へとつながる）
- ・個人情報に注意して、ホームページにも掲載する

第IV～V章の構成

